

平成 30 年度 津久井養護学校「不祥事ゼロプログラム」

津久井養護学校は、不祥事の完全防止に向けて、改めて職員一人ひとりが自らの課題として受け止め、全校をあげて取組み、行動していくことを目標として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

津久井養護学校「不祥事ゼロプログラム」の実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、不祥事防止に係る総括教諭は校長、副校長、教頭及び事務長を補佐し、教職員の中核となりプログラムの推進を図る。

2 平成 30 年度 of 取組方針

(平成 30 年 4 月 26 日付、教育長通知 教育委員会不祥事防止の取組の実施についてより)

- (1) 公務外非行等に係る事案の未然防止のため、法令遵守・服務規律の確保を再徹底する。
- (2) 学校現場に特有の不祥事などや公務上発生する不祥事を防止するため、より効果的で実効性のある取組を実施する。
- (3) 懲戒処分者の多い年代に対する不祥事防止の意識付けを促す取組を推進する。

3 重点的な取組事項**(1) 公務外非行等に係る不祥事の防止のための法令遵守・服務規律の再徹底**

わいせつ行為、指定薬物等の所持・使用、窃盗など、社会人・公務員としてあってはならない事案や、団体での不適正経理など教員としての信用を失墜させる行為が多岐にわたり発生している現状を踏まえ、法令遵守、服務規程の再徹底を図る。

政治的中立性に疑いを抱かせる事案や「職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応に関する要綱」に基づく対応についても引き続き啓発を行う。

また、社会人・公務員としての自覚を持った県民対応の基本を再確認し、電話対応・来客対応についての基本ルールを実践する。

さらに、これらの不祥事防止の取組は、教員養成段階から「教育」を担う人材として遵法意識の醸成を図ることが重要であることから、新たに教員養成機関との連携を図り不祥事防止の取組を進める。

(2) 学校現場に特有の不祥事や公務上発生する不祥事の防止**ア わいせつ・セクハラ行為の防止**

わいせつ・セクハラ行為については、これまでも重点的な取組を進めてきたが、懲戒処分が相次いでいる事態を深刻に受け止めなければならない。このような現状を受けて、わいせつ・セクハラ行為については、さらに原因・再発防止策について検討し、効果的な取組を進める必要がある。

不適切な事案の多くは、児童・生徒との SNS 等の利用やメールでのやりとりが発端となっており、これらの行為の防止のためには、教員としての自覚と、児童・生徒との適切な距離感を持った指導・対応が重要であり、以下のとおり徹底する。

(7) 児童・生徒の連絡先の適正な取得・管理方法の徹底

平成 28 年 4 月 26 日付け通知（高校教育課長、特別支援教育課長）で示した、「児童・生徒の携帯電話番号・電子メールアドレスの適切な収集及び連絡方法について」のルールを改めて確認・徹底する。

また、生徒に対しても、携帯電話等による職員との連絡について、適切な方法をとるよう、引き続き注意喚起を図る。

(イ) 児童・生徒との SNS 等の利用の禁止徹底

児童・生徒との SNS 等の利用禁止を徹底する。児童・生徒に対して教育指導の目的で連絡先（電話番号、メールアドレス）を収集・管理する必要がある場合であっても、私的な連絡は禁止されていることと、SNS 等を連絡手段とすることはそもそも禁止であることを周知徹底する。

(ウ) 教科準備室等の適切な利用

教科準備室や部室内における児童生徒等への不祥事発生を踏まえ、その適切な利用に努めるよう、引き続き職員の意識啓発を図る。行政事務調査において実地確認し、密室化しないような環境の整備や管理職による定期的な巡視などの対策を講ずる。

(E) 児童・生徒のセクハラに対する意識の啓発、相談体制の周知

児童・生徒のスクールセクハラ等への一層の理解とともに、教職員等から不適切な行為を受けた際に相談を受ける体制を周知し、組織的な対応を図る。

イ 定期試験、成績処理、進路関係に係る不適切な事務処理の防止

各学校では、マニュアルや点検体制が定められているにもかかわらず、不適切な事務処理が行われる事案が多発していることから、マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底を図るとともに、職員同士の相互チェック機能の強化に組織的に取り組む。

入学者選抜学力検査に関する事務についても、「基本マニュアル」等の見直しを行い、引き続き誤りのない事務処理に努める。

ウ 児童・生徒に係る個人情報扱う際のルール・意識の再徹底

学校では日常的に様々な形態で個人情報を扱っていることを改めて教職員に意識させ、ルールを確認し個人情報の紛失・誤廃棄、誤配付・誤送信などの事案の未然防止に努める。

エ 体罰の防止

「体罰防止ガイドライン」を活用して、体罰によらない指導への理解を深めるとともに、部活動指導においては、顧問教員間の相互チェックが働く体制を整える。

また、児童・生徒に対しても、体罰等についての理解を深めさせ、教職員等から体罰などの不適切な行為を受けた際に相談する窓口の周知など組織的に対応していく。これらを通じ、職員全員が体罰を許さないという意識を持ち続けるよう、引き続き徹底を図る。

(3) 懲戒処分者の多い年代に対する不祥事防止の意識付け

採用後5年未満の職員や臨時的任用職員（特に通算任用期間が5年以下の者）に対して、所属や総合教育センターにおける研修、指導等により、社会人・公務員としての自覚や不祥事を起こさない意識・行動の醸成、服務規律の確保を徹底するとともに、公務員としてのモラルを植え付けていく。

また、管理職や同僚による声かけの定期的な励行や所属内の相談体制の整備を進め、経験の浅い職員が孤立することのないような職場づくりに努める。

また、50代以上の職員についても、管理職が個別面談や指導を通じて、服務規律や公務員としてのモラルの再確認、再徹底を図る。

4 所属における取組

ア 不祥事ゼロプログラムの実施

全所属において、「法令遵守意識の向上（公務外非行の防止）」等の必須項目及び昨年度までの不祥事防止の取組の結果を踏まえて、各所属における課題を抽出し、課題に応じた取組項目ごとの目標及び行動計画を定める不祥事ゼロプログラムを作成し、これに基づき各所属における不祥事防止対策を推進する。

イ 職員一人ひとりによる主体的な取組

学校における不祥事防止対策は、事故防止会議など組織的な活動が中心となっているが、職員一人ひとりが主体的に不祥事防止について考え、行動できるようにするため、積極的な意見交換など、職員全員が不祥事防止の取組に参加する機会を設けることとする。また、職員がチェックポイント集を活用して、業務の流れに沿ってミスが生じていないか日常的に確認し、適切な生徒指導、事務執行を行う。

ウ 効果的な所属研修の実施

全所属において、グループ討議など、一人ひとりの職員が主体的に考えるような形態で所属研修を実施する。研修においては、教育局が作成・配付する不祥事防止啓発・点検資料やコンプライアンスマニュアル等を活用して、各所属の課題に応じた効果的な研修を実施する。

臨時的任用職員、非常勤職員、再任用職員を含む全職員を対象に丁寧な所属研修を実施する。

学校においては、わいせつ・セクハラ行為（特にスクールセクハラ）の防止対策に重点的に取り組む。管理職は教員一人ひとりと個別面談を通じて、児童・生徒とのSNS等の利用状況を確認し、禁止を徹底するとともに、メールアドレス等の連絡先の適切な取得・管理について基本的なルールの

徹底・指導を行う。

5 具体的な取組み内容

(1) 所属研修会

① わいせつ・セクハラ行為の防止研修会

- ・日 時：平成 30 年 8 月 28 日（火） 午後 1 時 00 分～ 午後 2 時 30 分
- ・講 師：総合教育センター 深川氏
- ・内 容：わいせつ・セクハラ行為の防止について

② 「不祥事防止」研修会

- ・日 時：平成 30 年 8 月 29 日（水） 午後 1 時 00 分～ 午後 2 時 00 分
- ・講 師：副校長及び情報担当
- ・内 容：服務規律の徹底と体罰の防止及び個人情報を含む情報管理等の徹底について
（懲戒処分者の多い年代を中心に意識付けを行う）

(2) 管理職による不祥事根絶メッセージの発信（朝の打合せ等）

飲酒やわいせつ行為、個人情報の管理などの不祥事の未然防止について、一人ひとりの職員に対して丁寧に、直接語りかける場を設けるなど、積極的なアプローチに努める。

(3) 津久井養護学校の自主啓発活動（校内研修等）

ア 課題の抽出

不祥事防止のために取り組むべき課題を抽出し、それぞれの課題に応じた具体的な取組項目を定める。平成 30 年度は、次の①から⑧を視点として、校内の自主啓発活動に取り組む。

① 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）

目標：「公務員倫理意識の徹底を図る」

行動計画：6月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

② わいせつ・セクハラ行為の防止

目標：「ハラスメントは著しい人権侵害であることを理解し、人権感覚を磨く」

行動計画：

i 7月の職員会議で職員啓発資料をもとに「わいせつ・セクハラ行為の防止」に対する意識啓発を図る研修を実施する。

ii 夏季休業中に所属研修会を実施し、「わいせつ・セクハラ」に関する研修会を実施する。

③ 体罰・不適切な指導の防止

目標：「体罰・不適切な指導の根絶」

行動計画：8月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

④ 成績処理及び進路関係書類（地域支援・個別教育計画等含む）の作成及び取扱いに係る事故防止

目標：「マニュアルに基づく確実な業務の実施と点検体制の確立」

行動計画：9月の職員会議で資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

⑤ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

目標：「個人情報の流出防止と情報管理の徹底」

行動計画：

i 毎月、情報セキュリティ点検を全職員を対象に実施する。

ii 夏季休業中に全職員対象の研修会を行う。

iii 10月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

⑥ 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

目標：「情報を共有するための具体的な方法とチェック体制のあり方について」

行動計画：11月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

⑦ 交通事故防止、飲酒・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

目標：「交通事故防止、飲酒・酒気帯び運転防止のための啓発を行う」

行動計画：12月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

⑧ 会計事務等の適正執行

目標：「会計事務における不適正処理の防止」

行動計画：

- i 4月に私費会計担当者を中心に、私費会計事務の適正処理について周知を行う。
- ii 1月の職員会議で職員啓発資料をもとに意識啓発を図る研修を実施する。

イ 担当グループの設置

- ・職員研修：6月から各月の職員会議の前に職員研修を設定し、担当グループが講師となり、研鑽・討議の成果を全職員が共有できる場としていく。

6 検証

平成30年度は、夏季休業中の不祥事防止研修会の際に中間検証として、各項目の再確認と職員からの情報等意見交換を行う。

7 実施結果

平成31年3月初旬に実施状況を確認し、学校ホームページにて公表するとともに県への報告を行う。

- (1) 不祥事ゼロプログラムの実施結果等の報告 平成31年3月下旬予定
- (2) 不祥事ゼロプログラムの検証結果の公表 平成31年4月上旬予定
- (3) 事故防止会議の活動状況報告について 平成31年4月下旬予定

8 事故防止会議

不祥事ゼロプログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議（企画会議）が行う。

9 課題と担当グループについて

実施月	課題項目	担当グループ
6月	① 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）	小学部、運営G
7月	② わいせつ・セクハラ行為の防止	高等部3年
8月	③ 体罰・不適切な指導の防止	高等部2年
9月	④ 成績処理及び進路関係書類（地域支援・個別教育計画等含む）の作成及び取扱いに係る事故防止	支援・連携G
10月	⑤ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）	高等部1年、研究・指導G
11月	⑥ 業務執行体性の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）	中学部
12月	⑦ 交通事故防止、飲酒・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	事務室
1月	⑧ 会計事務等の適正執行	総務G

10 策定に向けての日程

- 5月10日（木） 企画会議にて策定
- 5月15日（火） 職員会議にて職員への周知と確認